

別表 2（第 6 条関係）

計画承認採点基準

項目	申請者の状況	指数
1. 基準指数（必須条件）		
1. 1. 申請者区分	①認定農業者	8
	②認定新規就農者	10
	③集落営農組織（法人）	10
	④集落営農組織（非法人）	
	カ．[交付申請年度]－[集落営農組織設立年度]＝5年未満	10
	キ．[交付申請年度]－[集落営農組織設立年度]＝5年以上10年未満	8
	ク．[交付申請年度]－[集落営農組織設立年度]＝10年以上15年未満	6
	ケ．[交付申請年度]－[集落営農組織設立年度]＝15年以上20年未満	4
	コ．[交付申請年度]－[集落営農組織設立年度]＝20年以上	2

項目	申請者の状況	指数
2. 調整指数（加算・減算条件）		
2. 1. 確定申告	計画承認申請をする前年に青色申告をしている。	2
2. 2. 地域計画	目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれるもの。	5
2. 3. 法人化	① [交付申請年度]－[法人設立年度]＝5年未満	10
	② [交付申請年度]－[法人設立年度]＝5年以上	8
2. 4. 地域雇用	①常時労働者数	
	ア. 計画承認申請時点で、申請者が雇用している労働者が5名以上（ただし、臨時雇用を除く）	4
	イ. 計画承認申請時点で、申請者が雇用している労働者が3名以上5名未満（ただし、臨時雇用を除く）	3
	ウ. 計画承認申請時点で、申請者が雇用している労働者が1名以上3名未満（ただし、臨時雇用を除く）	2

項目	申請者の状況	指数
2. 5. 就農希望者育成 実績	①親方農家	
	ア. 計画承認申請時点で、親方農家として登録されていて、2年以上の研修（ただし、研修生と雇用契約を結んでいるものに限る）を受け入れている。	4
	イ. 計画承認申請時点で、親方農家として登録されていて、1年以上2年未満の研修（ただし、研修生と雇用契約を結んでいるものに限る）を受け入れている。	3
	ウ. 計画承認申請時点で、親方農家として登録されている。	1
2. 6. 農地維持および 農地活用	①所有、および利用権設定している農地面積	
	ア. 計画承認申請時点で、申請者が所有および利用権設定している農地面積が2ha以上（集落営農組織にあっては、構成員が所有、利用権設定している農地面積の合計で換算することも可）	10
	イ. 計画承認申請時点で、申請者が所有および利用権設定している農地面積が1ha60a以上2ha未満（集落営農組織にあっては、構成員が所有、利用権設定している農地面積の合計で換算することも可）	8
	ウ. 計画承認申請時点で、申請者が所有および利用権設定している農地面積が1ha20a以上1ha60a未満（集落営農組織にあっては、構成員が所有、利用権設定している農地面積の合計で換算することも可）	6

項目	申請者の状況	指数
	エ. 計画承認申請時点で、申請者が所有および利用権設定している農地面積が 80 a 以上 1 ha 20 a 未満 (集落営農組織にあっては、構成員が所有、利用権設定している農地面積の合計で換算することも可)	4
	オ. 計画承認申請時点で、申請者が所有および利用権設定している農地面積が 40 a 以上 80 a 未満 (集落営農組織にあっては、構成員が所有、利用権設定している農地面積の合計で換算することも可)	2
2. 7. 畜産振興	① 成牛を飼養頭数が 10 頭以上	5
	② 成牛の飼養頭数が 5 頭以上	3
2. 8. 女性の活躍	申請者が女性であること	2
2. 9. 年齢	①申請者の年齢	
	ア. 計画承認申請時点で、申請者の年齢が 40 歳未満	8
	イ. 計画承認申請時点で、申請者の年齢が 40 歳以上 50 歳未満	6
	ウ. 計画承認申請時点で、申請者の年齢が 50 歳以上 60 歳未満	5
	エ. 計画承認申請時点で、申請者の年齢が 60 歳以上 70 歳未満	3
	オ. 計画承認申請時点で、申請者の年齢が 70 歳以上	2

項目	申請者の状況	指数
2. 1 0. 役員加算	集落農会長や農業委員、洲本市地域農業活性化協議会など、洲本市と関係する農業関係の役員に就任していること	2
2. 1 1. 所得加算	①前年の農業所得（認定新規就農者以外） ア. 前年農業所得が450万円以上 イ. 前年農業所得が225万円以上 ②前年の農業所得（認定新規就農者） ア. 前年農業所得が200万円以上 イ. 前年農業所得が100万円以上	2 1 2 1
2. 1 2. 事業の利用実績	① 令和8年度に事業を活用した。 ② 過去に本事業の採択を受けたことがない。	×0 100

別表 3（第 6 条関係）

計画承認採点基準が同一指数の場合の優先順位

優先順位	項目	申請者の状況
第 1 位	申請者の年齢	計画承認申請時点で、申請者の年齢がより低い申請者を優先する。
第 2 位	利用権設定している農地面積	計画承認申請時点で、申請者が利用権設定をしている農地面積（集落営農組織にあっては構成員が利用権設定している農地面積の合計）がより多い申請者を優先する。
第 3 位	自己負担額	計画承認申請時点で、申請している事業費に占める自己負担額がより多い申請者を優先する。